

生活の質の面からみた生活実態・意識の分析について

検討事項（「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」より）

第43回資料1「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」抜粋

2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

（2）作業内容

4 新たな検証手法に関する検討

消費実態だけでなく生活の質も踏まえた検証を行う観点から、基準検討会で報告のあった「生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出や生活実態等の分析」（※）を参考に、「社会保障生計調査」や「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」を用いた同様の分析を行う。

※ 社会的必需項目の不足世帯数・割合の分析、収入階級別にみた社会的必需項目の不足に関する指標に係る生活保護世帯と一般世帯との比較分析（基準検討会の過去の資料は、24ページから28ページを参照）

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護
基準部会資料1より

高齢者単身世帯

生活保護受給世帯

(単位：%、%pt)
n=214 n=254 n=247

社会的必需項目	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)－(A)	該当割合 (C)	(C)－(B)	
Q1 食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）		1.3 < 0.8 >	(-)	1.2 < 0.7 >	(▲0.1) < 1.0 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）		5.9 < 1.6 >	(-)	1.9 < 0.9 >	(▲4.0) * < 1.8 >	
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）		3.2 < 1.2 >	(-)	1.2 < 0.7 >	(▲2.0) < 1.4 >	
Q4 新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない	10.3 < 2.5 >	14.5 < 2.4 >	(+4.2) < 3.4 >	18.2 < 2.5 >	(+3.7) < 3.5 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	0.0 < 0.0 >	0.8 < 0.6 >	(+0.8) < 0.6 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.8) < 0.6 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	2.7 < 1.3 >	2.4 < 1.0 >	(▲0.3) < 1.7 >	0.8 < 0.6 >	(▲1.7) < 1.2 >	
Q7 炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	2.4 < 1.2 >	2.1 < 1.0 >	(▲0.3) < 1.6 >	1.8 < 0.9 >	(▲0.3) < 1.3 >	
Q8 電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	2.4 < 1.2 >	3.0 < 1.1 >	(+0.6) < 1.7 >	4.2 < 1.3 >	(+1.2) < 1.7 >	
Q9 電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）		1.4 < 0.8 >	(-)	3.4 < 1.2 >	(+2.0) < 1.4 >	
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	8.7 < 2.3 >	6.3 < 1.6 >	(▲2.4) < 2.8 >	5.2 < 1.4 >	(▲1.2) < 2.2 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない （金銭的に余裕がないから）	15.5 < 2.9 >	12.5 < 2.2 >	(▲3.0) < 3.7 >	12.8 < 2.2 >	(+0.2) < 3.1 >	
Q12 急な出費への対応 （回答）対応できない		78.6 < 2.8 >	(-)	69.5 < 3.0 >	(▲9.1) * < 4.1 >	
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	36.0 < 3.9 >	37.7 < 3.3 >	(+1.7) < 5.1 >	31.3 < 3.0 >	(▲6.3) < 4.4 >	

一般世帯

(単位：%、%pt)
n=2,087 n=2,478 n=2,576

社会的必需項目	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)－(A)	該当割合 (C)	(C)－(B)	
Q1 食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）		0.8 < 0.2 >	(-)	0.4 < 0.2 >	(▲0.4) < 0.3 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）		3.1 < 0.5 >	(-)	1.8 < 0.4 >	(▲1.3) * < 0.6 >	
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）		1.6 < 0.3 >	(-)	0.9 < 0.3 >	(▲0.7) < 0.4 >	
Q4 新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない	14.8 < 1.0 >	16.4 < 1.0 >	(+1.6) < 1.4 >	13.6 < 0.9 >	(▲2.8) * < 1.4 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	1.4 < 0.3 >	0.7 < 0.2 >	(▲0.7) < 0.4 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.3) < 0.3 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	3.2 < 0.5 >	2.6 < 0.4 >	(▲0.6) < 0.7 >	1.6 < 0.3 >	(▲1.1) * < 0.5 >	
Q7 炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	1.5 < 0.3 >	0.3 < 0.1 >	(▲1.2) * < 0.4 >	0.3 < 0.1 >	(+0.0) < 0.2 >	
Q8 電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	0.7 < 0.2 >	0.8 < 0.2 >	(+0.1) < 0.3 >	0.3 < 0.1 >	(▲0.5) < 0.3 >	
Q9 電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）		0.6 < 0.2 >	(-)	0.6 < 0.2 >	(+0.1) < 0.3 >	
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	2.9 < 0.5 >	1.5 < 0.3 >	(▲1.4) * < 0.6 >	1.1 < 0.3 >	(▲0.4) < 0.4 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない （金銭的に余裕がないから）	2.8 < 0.5 >	2.0 < 0.4 >	(▲0.8) < 0.6 >	2.0 < 0.4 >	(+0.0) < 0.5 >	
Q12 急な出費への対応 （回答）対応できない		28.4 < 1.2 >	(-)	20.6 < 1.1 >	(▲7.9) * < 1.6 >	
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	16.4 < 1.1 >	13.1 < 0.9 >	(▲3.3) * < 1.4 >	13.6 < 0.9 >	(+0.5) < 1.3 >	

- ※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 社会的必需品項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）＜厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」（平成22～24年度、研究代表者 阿部彩）＞の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）に対応する同調査の項目を選定している。
- ※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもって見る必要がある。
- ※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差] の場合に表中に * 印をつけている。

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護
基準部会資料1より

高齢者2人世帯

生活保護受給世帯

(単位: %、%pt)
n=115 n=139 n=168

社会的必需項目	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)-(A)	該当割合 (C)	(C)-(B)	
Q1 食事の頻度(1日2回以上) (回答)していない(金銭的に余裕がないから)		0.0 < 0.0 >	(-)	0.7 < 0.7 >	(+0.7) < 0.7 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日) (回答)摂っていない(金銭的に余裕がないから)		0.7 < 0.8 >	(-)	4.8 < 1.8 >	(+4.1) * < 2.0 >	
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上) (回答)食べていない(金銭的に余裕がないから)		1.4 < 1.1 >	(-)	1.8 < 1.1 >	(+0.4) < 1.5 >	
Q4 新しい下着の購入頻度(1年に1回以上) (回答)ほとんど購入しない	17.0 < 3.8 >	14.5 < 3.2 >	(▲2.6) < 5.0 >	11.6 < 2.7 >	(▲2.8) < 4.2 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	0.0 < 0.0 >	1.4 < 1.0 >	(+1.4) < 1.0 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.4) < 1.0 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	2.4 < 1.6 >	3.6 < 1.7 >	(+1.1) < 2.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲3.6) * < 1.7 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	3.9 < 2.0 >	0.7 < 0.8 >	(▲3.2) < 2.1 >	0.3 < 0.5 >	(▲0.4) < 0.9 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	0.6 < 0.8 >	3.3 < 1.6 >	(+2.7) < 1.8 >	1.5 < 1.0 >	(▲1.8) < 1.9 >	
Q9 電話(固定電話)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)		2.7 < 1.5 >	(-)	1.5 < 1.0 >	(▲1.1) < 1.8 >	
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	9.0 < 2.9 >	4.5 < 1.9 >	(▲4.5) < 3.5 >	1.7 < 1.1 >	(▲2.8) < 2.2 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答)ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	15.5 < 3.7 >	12.6 < 3.0 >	(▲2.9) < 4.8 >	12.0 < 2.7 >	(▲0.6) < 4.1 >	
Q12 急な出費への対応 (回答)対応できない		83.1 < 3.4 >	(-)	72.9 < 3.8 >	(▲10.2) * < 5.0 >	
Q13 生命保険等への加入(死亡・障害・病気など) (回答)加入していない(金銭的に余裕がないから)	37.9 < 5.0 >	46.5 < 4.5 >	(+8.6) < 6.7 >	37.5 < 4.1 >	(▲9.0) < 6.1 >	

一般世帯

(単位: %、%pt)
n=2,371 n=2,864 n=2,836

社会的必需項目	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)-(A)	該当割合 (C)	(C)-(B)	
Q1 食事の頻度(1日2回以上) (回答)していない(金銭的に余裕がないから)		0.1 < 0.1 >	(-)	0.4 < 0.2 >	(+0.2) < 0.2 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日) (回答)摂っていない(金銭的に余裕がないから)		1.4 < 0.3 >	(-)	0.6 < 0.2 >	(▲0.8) * < 0.4 >	
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上) (回答)食べていない(金銭的に余裕がないから)		0.4 < 0.2 >	(-)	0.2 < 0.1 >	(▲0.2) < 0.2 >	
Q4 新しい下着の購入頻度(1年に1回以上) (回答)ほとんど購入しない	7.3 < 0.7 >	7.8 < 0.7 >	(+0.5) < 1.0 >	6.6 < 0.7 >	(▲1.3) < 1.0 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	0.2 < 0.1 >	0.4 < 0.2 >	(+0.2) < 0.2 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.3) < 0.2 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	1.2 < 0.3 >	2.0 < 0.4 >	(+0.8) < 0.5 >	0.9 < 0.3 >	(▲1.1) * < 0.5 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	1.0 < 0.3 >	0.2 < 0.1 >	(▲0.8) * < 0.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.2) < 0.1 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	0.4 < 0.2 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.2) < 0.2 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.1) < 0.1 >	
Q9 電話(固定電話)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)		0.1 < 0.1 >	(-)	0.0 < 0.1 >	(▲0.1) < 0.1 >	
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	2.4 < 0.4 >	1.3 < 0.3 >	(▲1.1) * < 0.5 >	0.4 < 0.2 >	(▲0.9) * < 0.3 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答)ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	0.9 < 0.3 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.4) < 0.3 >	0.8 < 0.2 >	(+0.3) < 0.3 >	
Q12 急な出費への対応 (回答)対応できない		19.4 < 1.1 >	(-)	13.8 < 0.9 >	(▲5.6) * < 1.4 >	
Q13 生命保険等への加入(死亡・障害・病気など) (回答)加入していない(金銭的に余裕がないから)	8.3 < 0.8 >	9.5 < 0.8 >	(+1.2) < 1.1 >	7.4 < 0.7 >	(▲2.1) * < 1.1 >	

- ※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 社会的必需品項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彰)>の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答したもの)に対応する同調査の項目を選定している。
- ※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差]の場合に表中に*印をつけている。

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護基準部会資料1より

母子2人世帯

生活保護受給世帯

(単位：%、%pt)

社会的必需項目	n=117		n=84		n=60	
	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B) - (A)	該当割合 (C)	(C) - (B)	
Q1 食事の頻度 (1日2回以上) (回答) していない (金銭的に余裕がないから)		1.0 < 1.2 >	(-)	0.0 < 0.0 >	(▲1.0) < 1.2 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 (毎日) (回答) 摂っていない (金銭的に余裕がないから)		3.1 < 2.1 >	(-)	3.0 < 2.5 >	(▲0.1) < 3.3 >	
Q3 野菜の摂取の頻度 (1日1回以上) (回答) 食べていない (金銭的に余裕がないから)		6.8 < 3.1 >	(-)	2.1 < 2.1 >	(▲4.6) < 3.8 >	
Q4 新しい下着の購入頻度 (1年に1回以上) (回答) ほとんど購入しない	11.5 < 3.9 >	11.7 < 4.0 >	(+0.2) < 5.6 >	13.3 < 4.9 >	(+1.6) < 6.3 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	2.0 < 1.7 >	0.6 < 0.9 >	(▲1.4) < 2.0 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.6) < 0.9 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	2.1 < 1.8 >	1.3 < 1.4 >	(▲0.7) < 2.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.3) < 1.4 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	13.6 < 4.2 >	1.5 < 1.5 >	(▲12.2) * < 4.5 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.5) < 1.5 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	2.2 < 1.8 >	2.8 < 2.0 >	(+0.5) < 2.7 >	3.2 < 2.6 >	(+0.4) < 3.3 >	
Q9 電話 (固定電話) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)		21.8 < 5.1 >	(-)	18.4 < 5.6 >	(▲3.4) < 7.6 >	
Q10 携帯電話 (スマートフォン、PHSを含む) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	1.9 < 1.7 >	0.6 < 0.9 >	(▲1.3) < 1.9 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.6) < 0.9 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答) ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	22.7 < 5.2 >	19.5 < 4.9 >	(▲3.2) < 7.1 >	18.3 < 5.6 >	(▲1.1) < 7.5 >	
Q12 急な出費への対応 (回答) 対応できない		80.5 < 4.9 >	(-)	74.7 < 6.3 >	(▲5.7) < 8.0 >	
Q13 生命保険等への加入 (死亡・障害・病気など) (回答) 加入していない (金銭的に余裕がないから)	38.4 < 6.0 >	54.3 < 6.2 >	(+15.9) < 8.6 >	46.4 < 7.2 >	(▲7.9) < 9.5 >	

一般世帯

(単位：%、%pt)

社会的必需項目	n=90		n=106		n=74	
	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B) - (A)	該当割合 (C)	(C) - (B)	
Q1 食事の頻度 (1日2回以上) (回答) していない (金銭的に余裕がないから)		0.2 < 0.7 >	(-)	0.0 < 0.0 >	(▲0.2) < 0.7 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 (毎日) (回答) 摂っていない (金銭的に余裕がないから)		4.1 < 2.9 >	(-)	0.3 < 1.3 >	(▲3.8) < 3.2 >	
Q3 野菜の摂取の頻度 (1日1回以上) (回答) 食べていない (金銭的に余裕がないから)		0.7 < 1.2 >	(-)	1.1 < 2.5 >	(+0.4) < 2.8 >	
Q4 新しい下着の購入頻度 (1年に1回以上) (回答) ほとんど購入しない	12.6 < 5.4 >	15.5 < 5.3 >	(+3.0) < 7.6 >	5.9 < 5.6 >	(▲9.7) < 7.7 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	1.3 < 1.9 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.3) < 1.9 >	0.3 < 1.3 >	(+0.3) < 1.3 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	2.0 < 2.3 >	3.3 < 2.6 >	(+1.4) < 3.5 >	1.9 < 3.2 >	(▲1.5) < 4.2 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	3.8 < 3.1 >	0.3 < 0.8 >	(▲3.5) < 3.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.3) < 0.8 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	6.3 < 4.0 >	4.8 < 3.1 >	(▲1.6) < 5.1 >	1.0 < 2.3 >	(▲3.8) < 3.9 >	
Q9 電話 (固定電話) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)		10.7 < 4.5 >	(-)	2.6 < 3.8 >	(▲8.1) < 5.9 >	
Q10 携帯電話 (スマートフォン、PHSを含む) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答) ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	8.4 < 4.5 >	2.5 < 2.3 >	(▲5.9) < 5.1 >	1.5 < 2.9 >	(▲1.0) < 3.7 >	
Q12 急な出費への対応 (回答) 対応できない		58.1 < 7.2 >	(-)	46.2 < 11.8 >	(▲11.9) < 13.9 >	
Q13 生命保険等への加入 (死亡・障害・病気など) (回答) 加入していない (金銭的に余裕がないから)	26.9 < 7.3 >	18.9 < 5.7 >	(▲8.0) < 9.3 >	15.4 < 8.6 >	(▲3.5) < 10.3 >	

- ※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯 (被保護者調査による全数) を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 社会的必需品項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彩)>の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目 (50%以上の回答者が必要であると回答したもの) に対応する同調査の項目を選定している。
- ※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差] の場合に表中に * 印をつけている。

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護基準部会資料1より

母子3人世帯

生活保護受給世帯

一般世帯

(単位: %, %pt)
n=76 n=38 n=38

(単位: %, %pt)
n=80 n=73 n=55

社会的必需項目	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B) - (A)	該当割合 (C)	(C) - (B)	
Q1 食事の頻度 (1日2回以上) (回答) していない (金銭的に余裕がないから)		1.4 < 2.3 >	(-)	0.0 < 0.0 >	(▲1.4) < 2.3 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 (毎日) (回答) 摂っていない (金銭的に余裕がないから)		1.4 < 2.3 >	(-)	2.0 < 3.4 >	(+0.6) < 4.1 >	
Q3 野菜の摂取の頻度 (1日1回以上) (回答) 食べていない (金銭的に余裕がないから)		10.5 < 6.1 >	(-)	1.9 < 3.4 >	(▲8.6) < 6.9 >	
Q4 新しい下着の購入頻度 (1年に1回以上) (回答) ほとんど購入しない	4.0 < 3.4 >	8.7 < 5.6 >	(+4.6) < 6.5 >	1.0 < 2.4 >	(▲7.7) < 6.1 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	0.0 < 0.0 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	10.8 < 7.7 >	(+10.8) < 7.7 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	1.0 < 1.7 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.0) < 1.7 >	10.8 < 7.7 >	(+10.8) < 7.7 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	1.5 < 2.1 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.5) < 2.1 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	1.5 < 2.1 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.5) < 2.1 >	6.0 < 5.9 >	(+6.0) < 5.9 >	
Q9 電話 (固定電話) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)		2.9 < 3.3 >	(-)	7.9 < 6.7 >	(+5.0) < 7.5 >	
Q10 携帯電話 (スマートフォン、PHSを含む) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	4.3 < 3.5 >	0.0 < 0.0 >	(▲4.3) < 3.5 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答) ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	14.5 < 6.1 >	12.0 < 6.4 >	(▲2.5) < 8.8 >	16.7 < 9.2 >	(+4.7) < 11.2 >	
Q12 急な出費への対応 (回答) 対応できない		70.0 < 9.0 >	(-)	72.8 < 11.0 >	(+2.8) < 14.3 >	
Q13 生命保険等への加入 (死亡・障害・病気など) (回答) 加入していない (金銭的に余裕がないから)	47.3 < 8.6 >	31.0 < 9.1 >	(▲16.3) < 12.6 >	48.1 < 12.4 >	(+17.1) < 15.4 >	

社会的必需項目	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B) - (A)	該当割合 (C)	(C) - (B)	
Q1 食事の頻度 (1日2回以上) (回答) していない (金銭的に余裕がないから)		1.0 < 2.1 >	(-)	1.2 < 3.8 >	(+0.2) < 4.3 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 (毎日) (回答) 摂っていない (金銭的に余裕がないから)		0.0 < 0.0 >	(-)	1.2 < 3.8 >	(+1.2) < 3.8 >	
Q3 野菜の摂取の頻度 (1日1回以上) (回答) 食べていない (金銭的に余裕がないから)		3.1 < 3.6 >	(-)	1.2 < 3.8 >	(▲1.8) < 5.2 >	
Q4 新しい下着の購入頻度 (1年に1回以上) (回答) ほとんど購入しない	5.3 < 4.2 >	11.3 < 6.6 >	(+6.0) < 7.8 >	6.7 < 8.6 >	(▲4.6) < 10.9 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	1.1 < 1.9 >	1.6 < 2.6 >	(+0.5) < 3.2 >	1.5 < 4.2 >	(▲0.1) < 4.9 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	1.5 < 2.3 >	1.8 < 2.8 >	(+0.3) < 3.6 >	1.4 < 4.1 >	(▲0.4) < 5.0 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	3.1 < 3.2 >	0.5 < 1.4 >	(▲2.6) < 3.5 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.5) < 1.4 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	1.1 < 1.9 >	1.6 < 2.6 >	(+0.5) < 3.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.6) < 2.6 >	
Q9 電話 (固定電話) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)		16.0 < 7.6 >	(-)	2.8 < 5.7 >	(▲13.1) < 9.5 >	
Q10 携帯電話 (スマートフォン、PHSを含む) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	0.4 < 1.2 >	0.8 < 1.8 >	(+0.3) < 2.2 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.8) < 1.8 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答) ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	4.0 < 3.6 >	2.4 < 3.2 >	(▲1.6) < 4.8 >	0.3 < 1.8 >	(▲2.1) < 3.7 >	
Q12 急な出費への対応 (回答) 対応できない		72.1 < 9.4 >	(-)	31.5 < 16.0 >	(▲40.6) * < 18.5 >	
Q13 生命保険等への加入 (死亡・障害・病気など) (回答) 加入していない (金銭的に余裕がないから)	19.6 < 7.4 >	36.8 < 10.1 >	(+17.2) < 12.5 >	6.5 < 8.5 >	(▲30.2) * < 13.2 >	

- ※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯 (被保護者調査による全数) を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 社会的必需品項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彰) >の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目 (50%以上の回答者が必要であると回答したもの) に対応する同調査の項目を選定している。
- ※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差] の場合に表中に * 印をつけている。

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護
基準部会資料1より

その他(※)の単身世帯

生活保護受給世帯

社会的必需項目	(単位：%、%pt)				
	n=189		n=246		n=189
	平成22年7月	平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)－(A)	該当割合 (C)	(C)－(B)
Q1 食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）		3.0 < 1.1 >	(-)	7.7 < 2.1 >	(+4.6) * < 2.4 >
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）		4.7 < 1.4 >	(-)	7.5 < 2.0 >	(+2.8) < 2.5 >
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）		6.1 < 1.6 >	(-)	10.1 < 2.3 >	(+4.0) < 2.8 >
Q4 新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない	12.7 < 2.6 >	11.0 < 2.1 >	(▲1.7) < 3.3 >	19.3 < 3.1 >	(+8.4) * < 3.7 >
Q5 必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	1.3 < 0.9 >	0.7 < 0.6 >	(▲0.6) < 1.1 >	0.3 < 0.4 >	(▲0.4) < 0.7 >
Q6 必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	2.7 < 1.2 >	4.5 < 1.4 >	(+1.9) < 1.9 >	2.2 < 1.1 >	(▲2.4) < 1.8 >
Q7 炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	6.5 < 1.9 >	1.4 < 0.8 >	(▲5.1) * < 2.1 >	0.6 < 0.6 >	(▲0.8) < 1.0 >
Q8 電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	5.1 < 1.7 >	2.8 < 1.1 >	(▲2.3) < 2.0 >	8.0 < 2.1 >	(+5.2) * < 2.4 >
Q9 電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）		9.6 < 2.0 >	(-)	7.2 < 2.0 >	(▲2.4) < 2.8 >
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	11.1 < 2.4 >	1.8 < 0.9 >	(▲9.3) * < 2.6 >	2.7 < 1.3 >	(+0.9) < 1.5 >
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない （金銭的に余裕がないから）	21.5 < 3.2 >	19.2 < 2.6 >	(▲2.3) < 4.1 >	19.1 < 3.1 >	(▲0.1) < 4.0 >
Q12 急な出費への対応 （回答）対応できない		79.0 < 2.7 >	(-)	72.2 < 3.5 >	(▲6.8) < 4.4 >
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	39.4 < 3.8 >	42.2 < 3.3 >	(+2.7) < 5.0 >	35.2 < 3.7 >	(▲7.0) < 5.0 >

一般世帯

社会的必需項目	(単位：%、%pt)				
	n=2,103		n=1,800		n=1,757
	平成22年7月	平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)－(A)	該当割合 (C)	(C)－(B)
Q1 食事の頻度（1日2回以上） （回答）していない（金銭的に余裕がないから）		2.1 < 0.4 >	(-)	1.0 < 0.3 >	(▲1.1) * < 0.6 >
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（毎日） （回答）摂っていない（金銭的に余裕がないから）		3.6 < 0.6 >	(-)	2.7 < 0.5 >	(▲0.9) < 0.8 >
Q3 野菜の摂取の頻度（1日1回以上） （回答）食べていない（金銭的に余裕がないから）		3.0 < 0.5 >	(-)	3.6 < 0.6 >	(+0.6) < 0.8 >
Q4 新しい下着の購入頻度（1年に1回以上） （回答）ほとんど購入しない	12.2 < 0.9 >	12.6 < 1.0 >	(+0.4) < 1.4 >	9.8 < 1.0 >	(▲2.8) * < 1.4 >
Q5 必要な時に医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	3.9 < 0.5 >	2.2 < 0.5 >	(▲1.6) * < 0.7 >	2.0 < 0.5 >	(▲0.3) < 0.6 >
Q6 必要な時に歯医者にかかれること （回答）かかっていない（金銭的に余裕がないから）	5.9 < 0.7 >	4.3 < 0.6 >	(▲1.6) < 0.9 >	3.2 < 0.6 >	(▲1.1) < 0.9 >
Q7 炊飯器の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	2.5 < 0.4 >	0.6 < 0.2 >	(▲2.0) * < 0.5 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.0) < 0.3 >
Q8 電気掃除機の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	2.5 < 0.4 >	2.3 < 0.5 >	(▲0.1) < 0.6 >	1.3 < 0.4 >	(▲1.0) < 0.6 >
Q9 電話（固定電話）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）		2.7 < 0.5 >	(-)	1.2 < 0.4 >	(▲1.4) * < 0.6 >
Q10 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）の保有 （回答）ない（金銭的に余裕がないから）	1.2 < 0.3 >	0.9 < 0.3 >	(▲0.3) < 0.4 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.4) < 0.4 >
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 （回答）ほとんど・まったく出席しない （金銭的に余裕がないから）	3.9 < 0.5 >	3.1 < 0.5 >	(▲0.8) < 0.8 >	1.9 < 0.4 >	(▲1.2) < 0.7 >
Q12 急な出費への対応 （回答）対応できない		36.2 < 1.5 >	(-)	25.7 < 1.4 >	(▲10.5) * < 2.1 >
Q13 生命保険等への加入（死亡・障害・病気など） （回答）加入していない（金銭的に余裕がないから）	15.6 < 1.0 >	15.0 < 1.1 >	(▲0.5) < 1.5 >	11.6 < 1.0 >	(▲3.4) * < 1.5 >

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ 社会的必需項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）＜厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」（平成22～24年度、研究代表者 阿部彩）＞の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）に対応する同調査の項目を選定している。

※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。

※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもって見る必要がある。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差]の場合に表中に*印をつけている。

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護基準部会資料1より

その他(※)の2人世帯

生活保護受給世帯

社会的必需項目	n=185		n=167		n=175	
	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B) - (A)	該当割合 (C)	(C) - (B)	
Q1 食事の頻度(1日2回以上) (回答)していない(金銭的に余裕がないから)		2.2 < 1.2 >	(-)	5.2 < 2.1 >	(+3.0) < 2.4 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日) (回答)摂っていない(金銭的に余裕がないから)		7.4 < 2.1 >	(-)	2.6 < 1.5 >	(▲4.7) < 2.6 >	
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上) (回答)食べていない(金銭的に余裕がないから)		5.4 < 1.9 >	(-)	3.2 < 1.7 >	(▲2.2) < 2.5 >	
Q4 新しい下着の購入頻度(1年に1回以上) (回答)ほとんど購入しない	12.1 < 2.9 >	13.1 < 2.8 >	(+1.1) < 4.0 >	17.9 < 3.6 >	(+4.8) < 4.6 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	3.7 < 1.7 >	0.5 < 0.6 >	(▲3.3) < 1.7 >	0.3 < 0.5 >	(▲0.1) < 0.8 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	7.4 < 2.3 >	3.8 < 1.6 >	(▲3.6) < 2.8 >	1.5 < 1.2 >	(▲2.3) < 1.9 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	4.7 < 1.9 >	1.3 < 0.9 >	(▲3.4) < 2.1 >	0.5 < 0.7 >	(▲0.8) < 1.1 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	2.4 < 1.3 >	3.9 < 1.6 >	(+1.5) < 2.1 >	6.4 < 2.3 >	(+2.5) < 2.8 >	
Q9 電話(固定電話)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)		6.0 < 1.9 >	(-)	8.5 < 2.6 >	(+2.5) < 3.3 >	
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	9.5 < 2.6 >	3.3 < 1.5 >	(▲6.2) * < 3.0 >	7.9 < 2.6 >	(+4.6) < 3.0 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答)ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	23.4 < 3.7 >	23.4 < 3.5 >	(▲0.0) < 5.1 >	21.6 < 3.9 >	(▲1.8) < 5.2 >	
Q12 急な出費への対応 (回答)対応できない		84.6 < 3.0 >	(-)	76.5 < 4.0 >	(▲8.1) < 5.0 >	
Q13 生命保険等への加入(死亡・障害・病気など) (回答)加入していない(金銭的に余裕がないから)	43.5 < 4.3 >	43.7 < 4.1 >	(+0.1) < 6.0 >	38.1 < 4.6 >	(▲5.6) < 6.1 >	

一般世帯

社会的必需項目	n=3,687		n=3,467		n=3,207	
	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B) - (A)	該当割合 (C)	(C) - (B)	
Q1 食事の頻度(1日2回以上) (回答)していない(金銭的に余裕がないから)		0.5 < 0.2 >	(-)	0.4 < 0.1 >	(▲0.1) < 0.2 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日) (回答)摂っていない(金銭的に余裕がないから)		1.2 < 0.2 >	(-)	0.7 < 0.2 >	(▲0.4) < 0.3 >	
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上) (回答)食べていない(金銭的に余裕がないから)		1.0 < 0.2 >	(-)	0.9 < 0.2 >	(▲0.1) < 0.3 >	
Q4 新しい下着の購入頻度(1年に1回以上) (回答)ほとんど購入しない	6.2 < 0.5 >	6.9 < 0.6 >	(+0.7) < 0.8 >	6.4 < 0.6 >	(▲0.5) < 0.8 >	
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	2.1 < 0.3 >	1.5 < 0.3 >	(▲0.6) < 0.4 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.8) * < 0.3 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	4.2 < 0.4 >	2.8 < 0.4 >	(▲1.4) * < 0.6 >	1.6 < 0.3 >	(▲1.2) * < 0.5 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	2.1 < 0.3 >	0.1 < 0.1 >	(▲2.0) * < 0.3 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.0) < 0.1 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	0.5 < 0.2 >	0.3 < 0.1 >	(▲0.3) < 0.2 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.1) < 0.1 >	
Q9 電話(固定電話)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)		0.8 < 0.2 >	(-)	0.6 < 0.2 >	(▲0.2) < 0.3 >	
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	1.1 < 0.2 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.7) * < 0.3 >	0.3 < 0.1 >	(▲0.2) < 0.2 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答)ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	1.7 < 0.3 >	1.1 < 0.2 >	(▲0.6) < 0.4 >	0.7 < 0.2 >	(▲0.4) < 0.3 >	
Q12 急な出費への対応 (回答)対応できない		21.7 < 0.9 >	(-)	17.0 < 0.9 >	(▲4.7) * < 1.3 >	
Q13 生命保険等への加入(死亡・障害・病気など) (回答)加入していない(金銭的に余裕がないから)	8.3 < 0.6 >	6.2 < 0.5 >	(▲2.1) * < 0.8 >	5.7 < 0.5 >	(▲0.5) < 0.8 >	

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ 社会的必需品項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彩)>の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答したもの)に対応する同調査の項目を選定している。

※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。

※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差]の場合に表中に*印をつけている。

1 生活保護受給世帯と一般世帯の社会的必需項目の不足状況

第45回社会保障審議会生活保護
基準部会資料1より

その他(※)の3人世帯

生活保護受給世帯

社会的必需項目	n=46		n=35		(単位: %、%pt) n=23	
	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)-(A)	該当割合 (C)	(C)-(B)	
Q1 食事の頻度(1日2回以上) (回答)していない(金銭的に余裕がないから)		1.6 < 2.2 >	(-)	0.0 < 0.0 >	(▲1.6) < 2.2 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日) (回答)摂っていない(金銭的に余裕がないから)		0.0 < 0.0 >	(-)	2.2 < 4.2 >	(+2.2) < 4.2 >	
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上) (回答)食べていない(金銭的に余裕がないから)		0.0 < 0.0 >	(-)	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	
Q4 新しい下着の購入頻度(1年に1回以上) (回答)ほとんど購入しない	5.6 < 4.3 >	7.7 < 4.8 >	(+2.1) < 6.5 >	6.5 < 7.0 >	(▲1.2) < 8.5 >	
Q5 必要な時に医者にかかること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	0.0 < 0.0 >	1.6 < 2.2 >	(+1.6) < 2.2 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.6) < 2.2 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	2.7 < 3.1 >	3.8 < 3.4 >	(+1.1) < 4.6 >	0.0 < 0.0 >	(▲3.8) < 3.4 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	8.0 < 5.1 >	0.0 < 0.0 >	(▲8.0) < 5.1 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	2.5 < 3.0 >	4.8 < 3.8 >	(+2.3) < 4.8 >	4.3 < 5.8 >	(▲0.5) < 6.9 >	
Q9 電話(固定電話)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)		13.9 < 6.2 >	(-)	0.0 < 0.0 >	(▲13.9) * < 6.2 >	
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	3.2 < 3.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲3.2) < 3.3 >	0.0 < 0.0 >	(+0.0) < 0.0 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答)ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	29.8 < 8.6 >	22.5 < 7.5 >	(▲7.2) < 11.4 >	6.6 < 7.0 >	(▲15.9) < 10.3 >	
Q12 急な出費への対応 (回答)対応できない		82.0 < 6.9 >	(-)	64.6 < 13.6 >	(▲17.5) < 15.2 >	
Q13 生命保険等への加入(死亡・障害・病気など) (回答)加入していない(金銭的に余裕がないから)	45.3 < 9.4 >	45.0 < 8.9 >	(▲0.3) < 13.0 >	33.8 < 13.4 >	(▲11.3) < 16.1 >	

一般世帯

社会的必需項目	n=3,941		n=3,915		(単位: %、%pt) n=3,526	
	平成22年7月		平成28年7月		令和元年7月	
	該当割合 (A)	該当割合 (B)	(B)-(A)	該当割合 (C)	(C)-(B)	
Q1 食事の頻度(1日2回以上) (回答)していない(金銭的に余裕がないから)		0.4 < 0.1 >	(-)	0.4 < 0.2 >	(+0.1) < 0.2 >	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日) (回答)摂っていない(金銭的に余裕がないから)		0.3 < 0.1 >	(-)	0.5 < 0.2 >	(+0.2) < 0.2 >	
Q3 野菜の摂取の頻度(1日1回以上) (回答)食べていない(金銭的に余裕がないから)		0.6 < 0.2 >	(-)	0.7 < 0.2 >	(+0.1) < 0.3 >	
Q4 新しい下着の購入頻度(1年に1回以上) (回答)ほとんど購入しない	5.9 < 0.5 >	5.2 < 0.5 >	(▲0.7) < 0.7 >	6.6 < 0.6 >	(+1.4) < 0.8 >	
Q5 必要な時に医者にかかること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	1.1 < 0.2 >	0.8 < 0.2 >	(▲0.3) < 0.3 >	0.6 < 0.2 >	(▲0.3) < 0.3 >	
Q6 必要な時に歯医者にかかること (回答)かかっていない(金銭的に余裕がないから)	2.7 < 0.4 >	2.3 < 0.3 >	(▲0.4) < 0.5 >	1.3 < 0.3 >	(▲1.0) * < 0.4 >	
Q7 炊飯器の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	1.5 < 0.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲1.4) * < 0.3 >	0.0 < 0.0 >	(▲0.0) < 0.0 >	
Q8 電気掃除機の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	0.4 < 0.1 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.3) < 0.2 >	0.1 < 0.1 >	(▲0.1) < 0.1 >	
Q9 電話(固定電話)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)		1.2 < 0.2 >	(-)	0.4 < 0.2 >	(▲0.8) * < 0.3 >	
Q10 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有 (回答)ない(金銭的に余裕がないから)	0.9 < 0.2 >	0.4 < 0.1 >	(▲0.5) * < 0.3 >	0.3 < 0.1 >	(▲0.1) < 0.2 >	
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答)ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	1.4 < 0.3 >	1.0 < 0.2 >	(▲0.4) < 0.3 >	0.5 < 0.2 >	(▲0.5) < 0.3 >	
Q12 急な出費への対応 (回答)対応できない		22.6 < 0.9 >	(-)	17.1 < 0.9 >	(▲5.5) * < 1.3 >	
Q13 生命保険等への加入(死亡・障害・病気など) (回答)加入していない(金銭的に余裕がないから)	6.8 < 0.5 >	5.5 < 0.5 >	(▲1.3) < 0.7 >	4.4 < 0.5 >	(▲1.1) < 0.7 >	

※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

※ 上記は「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。同調査では、生活保護受給世帯は社会保障生計調査の調査世帯を対象とし、一般世帯は国民生活基礎調査の一部を対象としている。

※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯(被保護者調査による全数)を母集団とする拡大乗数を設定して集計。

※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。

※ 社会的必需項目は、先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彩)>の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答したもの)に対応する同調査の項目を選定している。

※ 生活保護受給世帯における社会的必需項目の不足状況は、様々な要因により変化するものであり、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。

※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもって見る必要がある。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差]の場合に表中に*印をつけている。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

1 集計対象

<生活保護受給世帯>

月額での把握となる生活保護受給世帯の実収入を安定的に算出する観点から、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(令和元年)」の対象世帯のうち、以下の条件に該当する世帯を除く。

- ・「社会保障生計調査(令和元年)」において、12か月全てのデータが存在しない、又は保護金品が計上されている月が6か月未満の世帯
- ・「社会保障生計調査(令和元年)」において、12か月中に世帯類型、世帯人員及び級地に変動があったこと等により、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(令和元年)」とマッチングが難しい世帯
- ・「社会保障生計調査(令和元年)」において、世帯の等価収支が平均±3SDから外れている世帯

<一般世帯>

生活保護受給世帯との比較を行う観点から、「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(令和元年)」の対象世帯のうち、国民生活基礎調査(令和元年)のデータ上、可処分所得が不詳の世帯を除く。

(※) 可処分所得とは、所得から税金(所得税、住民税、固定資産税)及び社会保険料を差し引いたものとし、手取り収入に相当するもの。

2 確認内容

① 生活保護受給世帯及び一般世帯における収入階級別にみた社会的必需項目の剥奪指数(※)

(世帯類型別:高齢者単身世帯/高齢者2人世帯/母子2人世帯/母子3人世帯/その他単身世帯/その他2人世帯/その他3人世帯)

基準検討会で報告のあった分析方法を参考に、生活保護受給世帯と一般世帯の収入に応じた社会的必需項目(13項目)の不足状況を確認するため、世帯類型別に収入階級別の「剥奪指数」の集計を行う。

また、生活保護受給世帯の実収入には家賃に充当される住宅扶助費も含まれていることから、一般世帯との持ち家率の違いによる影響も考慮し、持ち家無しの区分でも集計を行う。

(※) 社会的必需項目の不足ごとに1点を加算し、項目ごとに先行研究で必要と回答された割合を乗じて重み付けし、合計点数が100点になるように指数を算出する。(詳細は11ページ)

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

- ② 生活保護受給世帯及び一般世帯における収入階級別にみた社会的必需項目の不足数・不足数別世帯数割合
(世帯類型別:高齢者単身世帯/高齢者2人世帯/母子2人世帯/母子3人世帯/その他単身世帯/その他2人世帯/その他3人世帯)

基準検討会で報告のあった分析方法を参考に、生活保護受給世帯と一般世帯の収入に応じた社会的必需項目(13項目)の不足状況を確認するため、世帯類型別に収入階級別の社会的必需項目(13項目)の「不足数」及び「不足数別世帯数割合」の集計を行う。

なお、生活保護受給世帯の実収入には家賃に充当される住宅扶助費も含まれていることから、一般世帯との持ち家率の違いによる影響も考慮し、持ち家無しの区分でも集計を行う。

<社会的必需項目について>

- 先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査) <厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(平成22~24年度、研究代表者 阿部彩)>の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答したもの)に対応する「令和元年家庭の生活実態及び生活意識調査」の13項目を選定。
- ただし、13項目中の「急な出費への対応」、「生命保険等の加入(死亡・障害・病気など)」については、基準検討会の議論の中で、生活保護制度の制度的な制約(預貯金を保有することへの一般世帯との意識の違いや貯蓄性の高い保険への加入が認められていないこと)を受けている可能性があり、これらの項目があることで全体の剥奪項目の比較が一般世帯と生活保護受給世帯でかなり難しくなってしまうとの指摘があった。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(剥奪指数の算出例)

「食事の頻度(1日2回以上)」と「炊飯器の保有」が金銭的に余裕がないことを理由にできていない又は保有できていない場合

$$(1点 \times 0.89 + 1点 \times 0.75) \div 9.31 (\text{社会的必需項目の回答割合の合計}) \times 100点 = 17.62点$$

先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査)結果により、社会的必需項目と判定された項目 (50%以上の回答者が必要であると回答した項目)		必要度値 (回答割合)	令和元年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」 において相対的剥奪状態に該当する回答
1	食事の頻度(1日2回以上)	89%	金銭的に余裕がないから
2	肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日)	75%	金銭的に余裕がないから
3	野菜の摂取の頻度(1日1回以上)	75%	金銭的に余裕がないから
4	新しい下着の購入頻度(1年に1回以上)	60%	ほとんど購入しない
5	必要な時に医者にかかれること	95%	金銭的に余裕がないから
6	必要な時に歯医者にかかれること	93%	金銭的に余裕がないから
7	炊飯器の保有	75%	金銭的に余裕がないから
8	電気掃除機の保有	69%	金銭的に余裕がないから
9	電話(固定電話)の保有	66%	金銭的に余裕がないから
10	携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有	66%	金銭的に余裕がないから
11	親族の冠婚葬祭への出席	53%	金銭的に余裕がないから
12	急な出費への対応	57%	できない
13	生命保険等の加入(死亡・障害・病気など)	58%	金銭的に余裕がないから

13項目の必要度値の合計が9.31

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(1) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の剥奪指数に係る分析（1/4）

高齢単身世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
10万円未満	42	11.1	33	10.2
10万円以上～11万円未満	36	9.9	36	10.0
11万円以上～12万円未満	31	8.4	30	8.1
12万円以上～13万円未満	23	9.6	23	9.3
13万円以上～14万円未満	23	8.6	23	8.6
14万円以上～15万円未満	18	9.1	18	9.2
15万円以上～16万円未満	10	8.0	10	7.9
16万円以上	7	7.0	7	7.0
計	190	9.5	180	9.2

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
10万円未満	842	5.6	284	7.3
10万円以上～11万円未満	122	6.3	55	8.4
11万円以上～12万円未満	100	3.9	30	6.2
12万円以上～13万円未満	115	4.8	37	8.0
13万円以上～14万円未満	113	3.7	31	7.1
14万円以上～15万円未満	73	2.3	18	3.4
15万円以上～16万円未満	100	2.2	19	3.6
16万円以上～17万円未満	92	2.5	21	2.1
17万円以上～18万円未満	76	2.8	20	5.5
18万円以上～19万円未満	67	1.4	15	4.2
19万円以上～20万円未満	56	0.7	7	0.5
20万円以上～25万円未満	136	1.5	28	1.5
25万円以上～30万円未満	68	1.2	15	2.4
30万円以上～40万円未満	63	1.1	18	2.5
40万円以上～50万円未満	24	0.4	4	6.3
50万円以上～100万円未満	16	1.1	2	9.7
100万円以上	3	0.0	1	0.0
計	2066	3.8	605	6.0

高齢2人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
12万円未満	12	9.0	10	4.9
12万円以上～14万円未満	26	7.3	24	7.5
14万円以上～16万円未満	23	11.7	23	11.7
16万円以上～18万円未満	35	9.1	33	8.8
18万円以上～20万円未満	23	10.3	23	10.3
20万円以上～22万円未満	3	7.8	3	7.8
22万円以上～24万円未満	4	7.7	4	7.7
24万円以上	2	3.1	2	3.1
計	128	9.1	122	8.8

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
12万円未満	205	6.3	38	9.8
12万円以上～14万円未満	82	4.1	13	8.2
14万円以上～16万円未満	94	4.3	14	5.9
16万円以上～18万円未満	113	3.4	15	7.1
18万円以上～20万円未満	126	1.5	13	2.0
20万円以上～22万円未満	192	1.7	22	2.5
22万円以上～24万円未満	208	1.8	21	4.7
24万円以上～26万円未満	195	1.0	12	2.5
26万円以上～28万円未満	172	1.6	5	10.9
28万円以上～30万円未満	125	1.6	10	2.8
30万円以上～35万円未満	194	1.1	14	1.8
35万円以上～40万円未満	146	0.5	7	2.3
40万円以上～45万円未満	87	0.9	7	2.3
45万円以上～50万円未満	46	0.2	2	0.0
50万円以上～60万円未満	64	0.6	4	0.0
60万円以上～70万円未満	34	0.4	2	3.5
70万円以上～100万円未満	33	0.5	1	0.0
100万円以上	23	0.1	1	0.0
計	2139	1.9	201	4.9

- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(1) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の剥奪指数に係る分析（2/4）

母子2人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
12万円未満	1	12.7	1	12.7
12万円以上～14万円未満	1	25.9	1	25.9
14万円以上～16万円未満	1	18.8	1	18.8
16万円以上～18万円未満	5	14.5	5	14.2
18万円以上～20万円未満	8	11.0	7	11.5
20万円以上～22万円未満	10	9.7	10	9.7
22万円以上～24万円未満	6	10.3	6	10.2
24万円以上	6	8.3	6	8.3
計	38	10.8	37	10.9

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
12万円未満	12	11.3	9	11.3
12万円以上～14万円未満	6	7.9	5	7.3
14万円以上～16万円未満	5	6.9	5	6.9
16万円以上～18万円未満	7	1.6	3	1.9
18万円以上～20万円未満	3	0.3	2	0.6
20万円以上～22万円未満	8	0.6	6	0.9
22万円以上～24万円未満	3	5.1	1	6.1
24万円以上～26万円未満	1	0.0	0	-
26万円以上～28万円未満	0	-	0	-
28万円以上～30万円未満	2	4.1	1	0.0
30万円以上～35万円未満	3	8.3	1	6.1
35万円以上～40万円未満	0	-	0	-
40万円以上～45万円未満	1	0.0	1	0.0
45万円以上～50万円未満	0	-	0	-
50万円以上～60万円未満	1	6.1	0	-
60万円以上～70万円未満	0	-	0	-
70万円以上～100万円未満	1	0.0	0	-
100万円以上	0	-	0	-
計	53	4.3	34	4.5

母子3人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
18万円未満	3	3.0	2	5.9
18万円以上～21万円未満	5	3.8	5	4.0
21万円以上～24万円未満	6	11.2	6	11.0
24万円以上～27万円未満	6	6.9	6	7.1
27万円以上	6	8.1	6	8.1
計	26	8.9	25	9.0

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
18万円未満	25	3.1	20	3.5
18万円以上～21万円未満	7	10.0	6	11.8
21万円以上～24万円未満	0	-	0	-
24万円以上～27万円未満	6	4.6	4	7.1
27万円以上～30万円未満	3	10.2	1	6.1
30万円以上～35万円未満	3	8.4	2	8.6
35万円以上～40万円未満	0	-	0	-
40万円以上～45万円未満	1	0.0	1	0.0
45万円以上～50万円未満	1	6.1	0	-
50万円以上～55万円未満	0	-	0	-
55万円以上～60万円未満	0	-	0	-
60万円以上～65万円未満	0	-	0	-
65万円以上～70万円未満	0	-	0	-
70万円以上～80万円未満	0	-	0	-
80万円以上～100万円未満	0	-	0	-
100万円以上	0	-	0	-
計	46	4.2	34	4.6

- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(1) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の剥奪指数に係る分析（3/4）

その他(※)の単身世帯

その他(※)の2人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
10万円未満	25	15.4	19	15.3
10万円以上～11万円未満	17	11.7	16	10.7
11万円以上～12万円未満	16	12.1	16	12.1
12万円以上～13万円未満	19	8.0	19	8.0
13万円以上～14万円未満	18	10.9	18	10.9
14万円以上～15万円未満	18	12.0	18	12.0
15万円以上～16万円未満	13	16.6	13	16.5
16万円以上	15	13.4	15	13.4
計	141	12.6	134	12.4

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
10万円未満	299	7.2	181	7.6
10万円以上～11万円未満	53	6.9	36	8.1
11万円以上～12万円未満	48	7.7	28	5.7
12万円以上～13万円未満	47	8.8	42	9.7
13万円以上～14万円未満	46	6.4	28	8.8
14万円以上～15万円未満	40	6.6	30	6.9
15万円以上～16万円未満	47	5.1	27	6.3
16万円以上～17万円未満	34	5.2	25	5.8
17万円以上～18万円未満	42	6.6	27	7.2
18万円以上～19万円未満	36	9.1	26	10.4
19万円以上～20万円未満	37	5.1	30	3.1
20万円以上～25万円未満	167	3.3	104	3.9
25万円以上～30万円未満	129	1.4	93	1.8
30万円以上～40万円未満	171	1.6	114	1.5
40万円以上～50万円未満	90	1.0	57	1.1
50万円以上～100万円未満	79	0.1	57	0.1
100万円以上	7	0.0	3	0.0
計	1372	4.4	908	4.9

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
12万円未満	8	11.0	4	10.0
12万円以上～14万円未満	13	16.5	7	20.1
14万円以上～16万円未満	18	13.9	16	13.8
16万円以上～18万円未満	22	8.5	21	8.8
18万円以上～20万円未満	23	11.1	23	10.9
20万円以上～22万円未満	14	14.7	14	14.7
22万円以上～24万円未満	8	12.6	8	12.7
24万円以上	5	9.9	5	9.8
計	111	12.0	98	12.1

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
12万円未満	267	5.0	68	8.3
12万円以上～14万円未満	76	4.9	25	9.6
14万円以上～16万円未満	89	5.1	33	5.4
16万円以上～18万円未満	87	5.0	22	7.3
18万円以上～20万円未満	104	4.9	19	11.4
20万円以上～22万円未満	103	4.6	30	9.3
22万円以上～24万円未満	98	2.5	17	3.8
24万円以上～26万円未満	97	2.6	23	3.7
26万円以上～28万円未満	94	2.2	25	5.1
28万円以上～30万円未満	82	2.4	17	4.9
30万円以上～35万円未満	209	2.4	54	2.8
35万円以上～40万円未満	148	1.3	35	1.5
40万円以上～45万円未満	171	0.8	40	1.2
45万円以上～50万円未満	149	0.7	25	1.1
50万円以上～60万円未満	194	0.6	51	0.4
60万円以上～70万円未満	130	0.5	27	0.2
70万円以上～100万円未満	133	0.4	19	1.9
100万円以上	52	0.0	6	0.0
計	2283	2.3	536	4.2

- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。なお、令和元年度被保護者調査によると、生活保護受給世帯の場合、「その他の世帯」における「傷病者・障害者世帯」の割合は、単身世帯が7割程度、2人世帯が5割程度、3人世帯が4割程度となっている。
- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(1) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の剥奪指数に係る分析（4/4）

その他(※)の3人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
18万円未満	1	12.4	0	-
18万円以上～21万円未満	8	8.4	7	8.5
21万円以上～24万円未満	2	6.1	2	6.1
24万円以上～27万円未満	6	7.9	6	7.9
27万円以上	0	-	0	-
計	17	8.2	15	8.1

【一般世帯】

可処分所得	全体		持ち家なし	
	世帯数	剥奪指数	世帯数	剥奪指数
18万円未満	288	4.2	64	7.3
18万円以上～21万円未満	89	3.3	28	5.4
21万円以上～24万円未満	111	2.9	27	5.3
24万円以上～27万円未満	105	3.9	18	8.0
27万円以上～30万円未満	103	2.2	22	2.3
30万円以上～35万円未満	221	2.8	66	4.2
35万円以上～40万円未満	201	1.4	45	2.2
40万円以上～45万円未満	209	1.9	41	2.4
45万円以上～50万円未満	175	2.9	32	5.9
50万円以上～55万円未満	144	0.9	20	2.2
55万円以上～60万円未満	129	0.3	20	0.2
60万円以上～65万円未満	113	1.0	13	0.4
65万円以上～70万円未満	102	1.4	6	1.0
70万円以上～80万円未満	118	0.5	14	1.8
80万円以上～100万円未満	122	0.1	12	0.3
100万円以上	77	0.3	9	0.4
計	2307	2.0	437	3.9

- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。なお、令和元年度被保護者調査によると、生活保護受給世帯の場合、「その他の世帯」における「傷病者・障害者世帯」の割合は、単身世帯が7割程度、2人世帯が5割程度、3人世帯が4割程度となっている。
- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（1/7）

高齢単身世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
10万円未満	42	1.8	21.9%	70.3%	7.8%	33	1.6	28.4%	67.5%	4.1%
10万円以上～11万円未満	36	1.6	12.4%	87.6%	0.0%	36	1.6	12.1%	87.9%	0.0%
11万円以上～12万円未満	31	1.3	20.7%	76.7%	2.6%	30	1.3	22.4%	75.1%	2.5%
12万円以上～13万円未満	23	1.5	17.4%	73.4%	9.2%	23	1.5	18.3%	72.9%	8.8%
13万円以上～14万円未満	23	1.3	27.2%	68.9%	4.0%	23	1.3	27.3%	68.8%	3.9%
14万円以上～15万円未満	18	1.4	10.6%	89.4%	0.0%	18	1.4	10.5%	89.5%	0.0%
15万円以上～16万円未満	10	1.3	0.0%	100.0%	0.0%	10	1.3	0.0%	100.0%	0.0%
16万円以上	7	1.1	14.3%	85.7%	0.0%	7	1.1	14.3%	85.7%	0.0%
計	190	1.5	17.7%	78.5%	3.9%	180	1.4	19.1%	78.0%	2.9%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
10万円未満	842	0.9	49.8%	46.3%	3.9%	284	1.1	38.1%	56.2%	5.7%
10万円以上～11万円未満	122	1.0	49.1%	49.2%	1.7%	55	1.3	31.4%	66.5%	2.1%
11万円以上～12万円未満	100	0.6	64.0%	32.2%	3.8%	30	1.0	43.8%	48.7%	7.5%
12万円以上～13万円未満	115	0.7	50.7%	47.5%	1.8%	37	1.2	36.0%	60.9%	3.1%
13万円以上～14万円未満	113	0.5	69.7%	27.1%	3.2%	31	1.0	47.9%	47.2%	4.9%
14万円以上～15万円未満	73	0.4	74.4%	25.0%	0.7%	18	0.5	67.6%	29.0%	3.4%
15万円以上～16万円未満	100	0.3	78.4%	18.9%	2.7%	19	0.6	64.6%	29.9%	5.5%
16万円以上～17万円未満	92	0.4	69.2%	30.8%	0.0%	21	0.3	71.6%	28.4%	0.0%
17万円以上～18万円未満	76	0.4	69.4%	29.7%	0.9%	20	0.8	49.7%	47.6%	2.7%
18万円以上～19万円未満	67	0.2	85.3%	14.1%	0.6%	15	0.6	71.2%	25.1%	3.7%
19万円以上～20万円未満	56	0.1	93.1%	6.2%	0.7%	7	0.1	92.0%	8.0%	0.0%
20万円以上～25万円未満	136	0.2	78.7%	21.3%	0.0%	28	0.2	81.6%	18.4%	0.0%
25万円以上～30万円未満	68	0.2	84.2%	15.8%	0.0%	15	0.4	69.6%	30.4%	0.0%
30万円以上～40万円未満	63	0.2	86.9%	13.1%	0.0%	18	0.4	69.2%	30.8%	0.0%
40万円以上～50万円未満	24	0.1	95.7%	4.3%	0.0%	4	1.0	25.0%	75.0%	0.0%
50万円以上～100万円未満	16	0.2	91.0%	9.0%	0.0%	2	1.6	21.7%	78.3%	0.0%
100万円以上	3	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
計	2066	0.6	64.2%	33.6%	2.2%	605	0.9	47.8%	48.2%	4.0%

- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（2/7）

高齢2人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
12万円未満	12	1.4	28.0%	59.2%	12.8%	10	0.8	35.7%	64.3%	0.0%
12万円以上～14万円未満	26	1.2	30.4%	69.6%	0.0%	24	1.2	30.2%	69.8%	0.0%
14万円以上～16万円未満	23	1.9	0.0%	96.6%	3.4%	23	1.9	0.0%	96.8%	3.2%
16万円以上～18万円未満	35	1.5	11.9%	81.9%	6.2%	33	1.4	12.8%	80.8%	6.4%
18万円以上～20万円未満	23	1.6	14.5%	83.6%	1.9%	23	1.6	14.5%	83.5%	2.0%
20万円以上～22万円未満	3	1.3	12.7%	87.3%	0.0%	3	1.3	13.5%	86.5%	0.0%
22万円以上～24万円未満	4	1.3	0.0%	100.0%	0.0%	4	1.3	0.0%	100.0%	0.0%
24万円以上	2	0.5	50.0%	50.0%	0.0%	2	0.5	50.0%	50.0%	0.0%
計	128	1.5	16.0%	80.2%	3.8%	122	1.4	16.6%	80.8%	2.5%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
12万円未満	205	1.0	55.6%	38.6%	5.8%	38	1.5	34.4%	58.8%	6.8%
12万円以上～14万円未満	82	0.6	68.8%	28.6%	2.6%	13	1.2	42.6%	47.0%	10.4%
14万円以上～16万円未満	94	0.7	55.6%	40.2%	4.2%	14	0.9	45.2%	48.0%	6.8%
16万円以上～18万円未満	113	0.5	66.5%	32.4%	1.0%	15	1.1	30.3%	69.7%	0.0%
18万円以上～20万円未満	126	0.2	79.4%	20.4%	0.3%	13	0.3	68.7%	31.3%	0.0%
20万円以上～22万円未満	192	0.3	76.4%	23.2%	0.3%	22	0.4	65.7%	34.3%	0.0%
22万円以上～24万円未満	208	0.3	78.0%	22.0%	0.0%	21	0.7	52.3%	47.7%	0.0%
24万円以上～26万円未満	195	0.2	85.6%	14.4%	0.0%	12	0.4	65.6%	34.4%	0.0%
26万円以上～28万円未満	172	0.3	79.4%	20.6%	0.0%	5	1.7	38.1%	61.9%	0.0%
28万円以上～30万円未満	125	0.3	77.4%	22.6%	0.0%	10	0.4	68.8%	31.2%	0.0%
30万円以上～35万円未満	194	0.2	87.2%	12.1%	0.7%	14	0.3	82.6%	17.4%	0.0%
35万円以上～40万円未満	146	0.1	92.3%	7.7%	0.0%	7	0.4	62.2%	37.8%	0.0%
40万円以上～45万円未満	87	0.1	87.8%	11.8%	0.4%	7	0.4	84.7%	15.3%	0.0%
45万円以上～50万円未満	46	0.0	97.9%	2.1%	0.0%	2	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
50万円以上～60万円未満	64	0.1	97.5%	2.5%	0.0%	4	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
60万円以上～70万円未満	34	0.1	95.5%	4.5%	0.0%	2	0.6	43.3%	56.7%	0.0%
70万円以上～100万円未満	33	0.1	91.5%	8.5%	0.0%	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
100万円以上	23	0.0	98.6%	1.4%	0.0%	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
計	2139	0.3	79.3%	19.8%	0.9%	201	0.8	56.0%	41.8%	2.2%

- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（3/7）

母子2人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
12万円未満	1	2.0	0.0%	100.0%	0.0%	1	2.0	0.0%	100.0%	0.0%
12万円以上～14万円未満	1	4.0	0.0%	0.0%	100.0%	1	4.0	0.0%	0.0%	100.0%
14万円以上～16万円未満	1	3.0	0.0%	100.0%	0.0%	1	3.0	0.0%	100.0%	0.0%
16万円以上～18万円未満	5	2.3	36.4%	18.6%	44.9%	5	2.2	38.0%	17.7%	44.3%
18万円以上～20万円未満	8	1.7	9.5%	90.5%	0.0%	7	1.8	10.3%	89.7%	0.0%
20万円以上～22万円未満	10	1.6	0.0%	100.0%	0.0%	10	1.6	0.0%	100.0%	0.0%
22万円以上～24万円未満	6	1.7	10.9%	89.1%	0.0%	6	1.7	11.9%	88.1%	0.0%
24万円以上	6	1.4	27.5%	72.5%	0.0%	6	1.4	27.3%	72.7%	0.0%
計	38	1.7	12.5%	81.5%	6.1%	37	1.7	13.0%	80.6%	6.4%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
12万円未満	12	1.7	16.5%	75.7%	7.8%	9	1.8	8.9%	84.5%	6.6%
12万円以上～14万円未満	6	1.3	32.6%	67.4%	0.0%	5	1.2	40.6%	59.4%	0.0%
14万円以上～16万円未満	5	1.1	0.0%	100.0%	0.0%	5	1.1	0.0%	100.0%	0.0%
16万円以上～18万円未満	7	0.3	84.1%	15.9%	0.0%	3	0.3	85.1%	14.9%	0.0%
18万円以上～20万円未満	3	0.0	95.8%	4.2%	0.0%	2	0.1	90.9%	9.1%	0.0%
20万円以上～22万円未満	8	0.1	96.1%	3.9%	0.0%	6	0.1	93.5%	6.5%	0.0%
22万円以上～24万円未満	3	0.8	17.7%	82.3%	0.0%	1	1.0	0.0%	100.0%	0.0%
24万円以上～26万円未満	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	0	-	-	-	-
26万円以上～28万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
28万円以上～30万円未満	2	0.7	32.4%	67.6%	0.0%	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
30万円以上～35万円未満	3	1.4	30.3%	69.7%	0.0%	1	1.0	0.0%	100.0%	0.0%
35万円以上～40万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
40万円以上～45万円未満	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
45万円以上～50万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
50万円以上～60万円未満	1	1.0	0.0%	100.0%	0.0%	0	-	-	-	-
60万円以上～70万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
70万円以上～100万円未満	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	0	-	-	-	-
100万円以上	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
計	53	0.7	60.7%	38.4%	0.9%	34	0.7	58.5%	40.6%	0.9%

- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（4/7）

母子3人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
18万円未満	3	0.5	74.2%	25.8%	0.0%	2	1.0	50.0%	50.0%	0.0%
18万円以上～21万円未満	5	0.6	38.7%	61.3%	0.0%	5	0.6	35.2%	64.8%	0.0%
21万円以上～24万円未満	6	1.9	4.6%	95.4%	0.0%	6	1.9	6.0%	94.0%	0.0%
24万円以上～27万円未満	6	1.1	0.0%	100.0%	0.0%	6	1.2	0.0%	100.0%	0.0%
27万円以上	6	1.3	19.7%	80.3%	0.0%	6	1.3	19.7%	80.3%	0.0%
計	26	1.5	12.0%	88.0%	0.0%	25	1.5	10.3%	89.7%	0.0%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
18万円未満	25	0.5	71.8%	26.0%	2.3%	20	0.5	68.6%	28.4%	3.0%
18万円以上～21万円未満	7	1.4	3.9%	80.8%	15.4%	6	1.6	5.7%	71.9%	22.4%
21万円以上～24万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
24万円以上～27万円未満	6	0.7	52.4%	47.6%	0.0%	4	1.0	29.1%	70.9%	0.0%
27万円以上～30万円未満	3	1.6	19.7%	80.3%	0.0%	1	1.0	0.0%	100.0%	0.0%
30万円以上～35万円未満	3	1.3	33.3%	66.7%	0.0%	2	1.4	31.6%	68.4%	0.0%
35万円以上～40万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
40万円以上～45万円未満	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	1	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
45万円以上～50万円未満	1	1.0	0.0%	100.0%	0.0%	0	-	-	-	-
50万円以上～55万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
55万円以上～60万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
60万円以上～65万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
65万円以上～70万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
70万円以上～80万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
80万円以上～100万円未満	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
100万円以上	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
計	46	0.6	61.9%	35.0%	3.1%	34	0.7	59.3%	36.4%	4.3%

- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（5/7）

その他（※）単身世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
10万円未満	25	2.2	16.6%	57.5%	25.9%	19	2.2	22.3%	53.5%	24.2%
10万円以上～11万円未満	17	1.8	23.1%	56.7%	20.2%	16	1.6	26.3%	57.7%	16.0%
11万円以上～12万円未満	16	1.8	18.2%	69.8%	12.0%	16	1.8	18.3%	69.6%	12.1%
12万円以上～13万円未満	19	1.3	26.4%	73.6%	0.0%	19	1.3	26.5%	73.5%	0.0%
13万円以上～14万円未満	18	1.7	16.6%	80.0%	3.4%	18	1.7	16.8%	79.8%	3.5%
14万円以上～15万円未満	18	1.8	12.8%	74.5%	12.7%	18	1.8	12.9%	74.4%	12.7%
15万円以上～16万円未満	13	2.5	11.5%	54.2%	34.3%	13	2.5	11.7%	54.2%	34.1%
16万円以上	15	2.0	24.8%	60.8%	14.4%	15	2.0	24.9%	60.8%	14.4%
計	141	1.9	18.6%	65.8%	15.6%	134	1.9	19.9%	65.7%	14.4%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
10万円未満	299	1.0	57.2%	34.8%	8.0%	181	1.1	54.8%	37.1%	8.1%
10万円以上～11万円未満	53	1.0	45.9%	44.2%	10.0%	36	1.2	40.7%	46.5%	12.8%
11万円以上～12万円未満	48	1.1	55.1%	36.0%	8.9%	28	0.9	58.8%	36.5%	4.7%
12万円以上～13万円未満	47	1.3	34.0%	58.3%	7.7%	42	1.5	30.0%	61.3%	8.7%
13万円以上～14万円未満	46	0.9	58.1%	35.2%	6.7%	28	1.3	46.6%	42.6%	10.8%
14万円以上～15万円未満	40	0.9	55.2%	35.0%	9.9%	30	1.0	52.7%	36.5%	10.8%
15万円以上～16万円未満	47	0.8	52.1%	47.2%	0.6%	27	1.0	46.1%	52.8%	1.1%
16万円以上～17万円未満	34	0.8	54.5%	45.5%	0.0%	25	0.9	52.5%	47.5%	0.0%
17万円以上～18万円未満	42	1.0	44.8%	52.5%	2.7%	27	1.1	41.9%	54.0%	4.0%
18万円以上～19万円未満	36	1.3	36.3%	57.6%	6.1%	26	1.5	27.4%	65.4%	7.1%
19万円以上～20万円未満	37	0.8	47.7%	52.3%	0.0%	30	0.5	49.6%	50.4%	0.0%
20万円以上～25万円未満	167	0.5	64.7%	34.8%	0.5%	104	0.6	60.4%	38.7%	1.0%
25万円以上～30万円未満	129	0.2	81.4%	18.6%	0.0%	93	0.3	76.9%	23.1%	0.0%
30万円以上～40万円未満	171	0.2	83.1%	16.3%	0.6%	114	0.2	85.4%	13.6%	1.0%
40万円以上～50万円未満	90	0.2	86.3%	13.4%	0.4%	57	0.2	86.9%	12.2%	0.9%
50万円以上～100万円未満	79	0.0	98.8%	1.2%	0.0%	57	0.0	98.4%	1.6%	0.0%
100万円以上	7	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	3	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
計	1372	0.6	65.9%	30.6%	3.6%	908	0.7	62.8%	33.1%	4.1%

- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。なお、令和元年度被保護者調査によると、生活保護受給世帯の場合、「その他の世帯」における「傷病者・障害者世帯」の割合は、単身世帯が7割程度、2人世帯が5割程度、3人世帯が4割程度となっている。
- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（6/7）

その他(※)2人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
12万円未満	8	1.8	6.3%	83.4%	10.3%	4	1.7	16.1%	83.9%	0.0%
12万円以上～14万円未満	13	2.5	12.9%	59.1%	27.9%	7	3.1	0.0%	56.3%	43.7%
14万円以上～16万円未満	18	2.2	11.3%	64.3%	24.4%	16	2.1	8.6%	68.9%	22.5%
16万円以上～18万円未満	22	1.3	23.9%	69.0%	7.1%	21	1.4	24.5%	67.3%	8.2%
18万円以上～20万円未満	23	1.7	5.7%	82.1%	12.2%	23	1.7	5.9%	83.0%	11.1%
20万円以上～22万円未満	14	2.3	3.8%	66.7%	29.4%	14	2.3	3.8%	66.0%	30.1%
22万円以上～24万円未満	8	1.9	24.1%	64.8%	11.1%	8	1.9	23.5%	64.7%	11.8%
24万円以上	5	1.6	0.0%	100.0%	0.0%	5	1.6	0.0%	100.0%	0.0%
計	111	1.9	11.9%	72.3%	15.8%	98	1.9	11.3%	72.6%	16.1%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
12万円未満	267	0.8	59.0%	37.8%	3.2%	68	1.2	41.9%	51.5%	6.6%
12万円以上～14万円未満	76	0.8	56.3%	36.8%	6.9%	25	1.4	34.1%	48.3%	17.6%
14万円以上～16万円未満	89	0.8	46.9%	49.6%	3.5%	33	0.8	37.5%	62.5%	0.0%
16万円以上～18万円未満	87	0.7	57.7%	39.7%	2.5%	22	1.1	51.6%	44.6%	3.9%
18万円以上～20万円未満	104	0.7	64.5%	30.9%	4.6%	19	1.5	41.5%	39.8%	18.7%
20万円以上～22万円未満	103	0.7	56.3%	41.4%	2.3%	30	1.4	25.5%	67.0%	7.6%
22万円以上～24万円未満	98	0.4	74.4%	24.7%	0.9%	17	0.6	68.5%	27.9%	3.6%
24万円以上～26万円未満	97	0.4	72.0%	27.2%	0.8%	23	0.6	58.2%	38.4%	3.4%
26万円以上～28万円未満	94	0.3	78.5%	21.1%	0.4%	25	0.7	56.0%	42.3%	1.6%
28万円以上～30万円未満	82	0.4	74.5%	25.5%	0.0%	17	0.8	51.8%	48.2%	0.0%
30万円以上～35万円未満	209	0.4	75.5%	23.6%	1.0%	54	0.4	72.0%	26.7%	1.3%
35万円以上～40万円未満	148	0.2	79.7%	20.3%	0.0%	35	0.2	77.1%	22.9%	0.0%
40万円以上～45万円未満	171	0.1	88.0%	12.0%	0.0%	40	0.2	81.5%	18.5%	0.0%
45万円以上～50万円未満	149	0.1	90.4%	9.6%	0.0%	25	0.2	87.3%	12.7%	0.0%
50万円以上～60万円未満	194	0.1	91.1%	8.9%	0.0%	51	0.1	94.1%	5.9%	0.0%
60万円以上～70万円未満	130	0.1	93.6%	6.4%	0.0%	27	0.0	97.4%	2.6%	0.0%
70万円以上～100万円未満	133	0.1	93.9%	6.1%	0.0%	19	0.3	73.9%	26.1%	0.0%
100万円以上	52	0.0	100.0%	0.0%	0.0%	6	0.0	100.0%	0.0%	0.0%
計	2283	0.3	77.4%	21.4%	1.2%	536	0.6	64.3%	32.5%	3.2%

- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。なお、令和元年度被保護者調査によると、生活保護受給世帯の場合、「その他の世帯」における「傷病者・障害者世帯」の割合は、単身世帯が7割程度、2人世帯が5割程度、3人世帯が4割程度となっている。
- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

2 生活保護受給世帯と一般世帯における収入階級別の社会的必需項目の不足に関する指標

(2) 収入階級別にみた社会的必需項目（13項目）の不足数・不足数別世帯数割合に係る分析（7/7）

その他（※）3人世帯

【生活保護世帯】

実収入	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
18万円未満	1	2.0	0.0%	100.0%	0.0%	0	-	-	-	-
18万円以上～21万円未満	8	1.3	53.4%	24.6%	22.0%	7	1.3	54.3%	21.8%	23.9%
21万円以上～24万円未満	2	1.0	0.0%	100.0%	0.0%	2	1.0	0.0%	100.0%	0.0%
24万円以上～27万円未満	6	1.3	26.4%	73.6%	0.0%	6	1.3	26.7%	73.3%	0.0%
27万円以上	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
計	17	1.3	36.1%	54.2%	9.7%	15	1.3	36.7%	52.9%	10.3%

【一般世帯】

可処分所得	全体					持ち家なし				
	世帯数	不足数	不足数別世帯数割合			世帯数	不足数	不足数別世帯数割合		
			不足なし	1～3項目	4項目～			不足なし	1～3項目	4項目～
18万円未満	288	0.6	64.2%	32.8%	3.0%	64	1.1	46.6%	46.4%	7.0%
18万円以上～21万円未満	89	0.5	67.8%	30.5%	1.7%	28	0.8	48.2%	46.2%	5.6%
21万円以上～24万円未満	111	0.4	72.7%	25.4%	1.9%	27	0.8	53.0%	44.3%	2.7%
24万円以上～27万円未満	105	0.6	63.1%	35.4%	1.4%	18	1.3	35.4%	61.3%	3.2%
27万円以上～30万円未満	103	0.4	72.2%	27.8%	0.0%	22	0.4	75.5%	24.5%	0.0%
30万円以上～35万円未満	221	0.4	69.6%	30.0%	0.4%	66	0.6	54.6%	44.6%	0.8%
35万円以上～40万円未満	201	0.2	83.4%	16.6%	0.0%	45	0.3	78.9%	21.1%	0.0%
40万円以上～45万円未満	209	0.3	77.5%	22.4%	0.2%	41	0.4	65.1%	34.9%	0.0%
45万円以上～50万円未満	175	0.4	75.3%	22.0%	2.6%	32	0.7	77.0%	12.9%	10.0%
50万円以上～55万円未満	144	0.1	85.9%	14.1%	0.0%	20	0.4	67.4%	32.6%	0.0%
55万円以上～60万円未満	129	0.1	95.7%	4.3%	0.0%	20	0.0	96.5%	3.5%	0.0%
60万円以上～65万円未満	113	0.2	84.3%	15.7%	0.0%	13	0.1	96.9%	3.1%	0.0%
65万円以上～70万円未満	102	0.2	78.1%	21.9%	0.0%	6	0.2	83.1%	16.9%	0.0%
70万円以上～80万円未満	118	0.1	93.3%	6.4%	0.2%	14	0.3	71.7%	28.3%	0.0%
80万円以上～100万円未満	122	0.0	98.0%	2.0%	0.0%	12	0.0	95.4%	4.6%	0.0%
100万円以上	77	0.1	94.9%	5.1%	0.0%	9	0.1	93.9%	6.1%	0.0%
計	2307	0.3	79.2%	20.0%	0.8%	437	0.6	65.5%	32.0%	2.5%

- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯であり、傷病者・障害者世帯を含む。なお、令和元年度被保護者調査によると、生活保護受給世帯の場合、「その他の世帯」における「傷病者・障害者世帯」の割合は、単身世帯が7割程度、2人世帯が5割程度、3人世帯が4割程度となっている。
- ※ 生活保護受給世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「社会保障生計調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 一般世帯については、「令和元年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」と同年に実施した「国民生活基礎調査」の個票データを世帯単位でマッチングして分析している。
- ※ 生活保護受給世帯の集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違いによる影響を除去する観点から、生活保護受給世帯と一般世帯のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 収入階級別で集計を行ったことにより、区分ごとの集計世帯数が少なくなっていることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

(参考)

2 社会的必需項目の不足に関する指標における生活保護世帯と一般世帯

第3回生活保護基準の新たな検証
手法の開発等に関する検討会
資料1(抜粋)(R1.9.30)

【生活保護世帯】

(図表4) 社会的必需項目の不足世帯数・割合(必需項目・不足数別(全世帯))

	先行研究「2011暮らしに関する意識調査」 (社会的必需品調査)結果により、社会的必需項目と判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答した項目)	必要度値 (回答割合)	H28家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の質問番号	相対的剥奪状態に該当する回答(金銭的に余裕がないことを理由にできないと回答したもの)	世帯数		社会的必需項目の不足数別の世帯数・割合									
							なし		1項目		2項目		3項目		4項目以上	
					714	100.0%	74	10.4%	259	36.3%	227	31.8%	96	13.4%	58	8.1%
該当世帯数		社会的必需項目13項目ごとの不足世帯数・割合														
714	100.0%	74	—	259	—	227	—	96	—	58	—					
1	食事の頻度(1日2回以上)	89%	Q1-1	していない(金銭的に余裕がないから)	7	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	6	10.3%
2	肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日)	75%	Q1-2	摂っていない(金銭的に余裕がないから)	25	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.3%	2	2.1%	20	34.5%
3	野菜の摂取の頻度(1日1回以上)	75%	Q1-3	食べていない(金銭的に余裕がないから)	26	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	8	3.5%	4	4.2%	14	24.1%
4	新しい下着の購入の頻度(1年に1回以上)	60%	Q1-7	ほとんど購入しない	81	11.3%	0	0.0%	5	1.9%	25	11.0%	26	27.1%	25	43.1%
5	必要な時に医者にかかること	95%	Q1-9(1)	かかっていない(金銭的に余裕がないから)	6	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	5	8.6%
6	必要な時に歯医者にかかること	93%	Q1-9(2)	かかっていない(金銭的に余裕がないから)	23	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.3%	8	8.3%	12	20.7%
7	炊飯器の保有	75%	Q2(4)	ない(金銭的に余裕がないから)	11	1.5%	0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%	2	2.1%	7	12.1%
8	電気掃除機の保有	69%	Q2(10)	ない(金銭的に余裕がないから)	26	3.6%	0	0.0%	1	0.4%	2	0.9%	12	12.5%	11	19.0%
9	電話(固定電話)の保有	66%	Q2(15)	ない(金銭的に余裕がないから)	48	6.7%	0	0.0%	4	1.5%	10	4.4%	17	17.7%	17	29.3%
10	携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有	66%	Q2(16)	ない(金銭的に余裕がないから)	22	3.1%	0	0.0%	1	0.4%	9	4.0%	6	6.3%	6	10.3%
11	親族の冠婚葬祭への出席	53%	Q3-4	ほとんど・まったく出席しない(金銭的に余裕がないから)	120	16.8%	0	0.0%	5	1.9%	28	12.3%	44	45.8%	43	74.1%
12	急な出費への対応	57%	Q5-2	対応できない	572	80.1%	0	0.0%	206	79.5%	216	95.2%	94	97.9%	56	96.6%
13	生命保険等の加入(死亡・障害・病気等)	58%	Q5-5	加入していない(金銭的に余裕がないから)	301	42.2%	0	0.0%	36	13.9%	149	65.6%	71	74.0%	45	77.6%

2 社会的必需項目の不足に関する指標における生活保護世帯と一般世帯

第3回生活保護基準の新たな検証
手法の開発等に関する検討会
資料1(抜粋)(R1.9.30)

【一般世帯】

(図表5) 社会的必需項目の不足世帯数・割合(必需項目・不足数別(全世帯))

	先行研究「2011暮らしに関する意識調査」(社会的必需品調査)結果により、社会的必需項目と判定された項目(50%以上の回答者が必要であると回答した項目)	必要度値 (回答割合)	H28家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の質問番号	相対的剥夺状態に該当する回答(金銭的に余裕がないことを理由にできないと回答したもの)	世帯数		社会的必需項目の不足数別の世帯数・割合									
							なし		1項目		2項目		3項目		4項目以上	
					19,402	100.0%	13,040	67.2%	4,227	21.8%	1,338	6.9%	442	2.3%	355	1.8%
					該当世帯数		社会的必需項目13項目ごとの不足世帯数・割合									
					19,402	100.0%	13,040	—	4,227	—	1,338	—	442	—	355	—
1	食事の頻度(1日2回以上)	89%	Q1-1	していない(金銭的に余裕がないから)	88	0.5%	0	0.0%	2	0.0%	7	0.5%	11	2.5%	68	19.2%
2	肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度(毎日)	75%	Q1-2	摂っていない(金銭的に余裕がないから)	262	1.4%	0	0.0%	13	0.3%	41	3.1%	59	13.3%	149	42.0%
3	野菜の摂取の頻度(1日1回以上)	75%	Q1-3	食べていない(金銭的に余裕がないから)	173	0.9%	0	0.0%	1	0.0%	16	1.2%	28	6.3%	128	36.1%
4	新しい下着の購入の頻度(1年に1回以上)	60%	Q1-7	ほとんど購入しない	1,565	8.1%	0	0.0%	646	15.3%	484	36.2%	219	49.5%	216	60.8%
5	必要な時に医者にかかれること	95%	Q1-9(1)	かかっていない(金銭的に余裕がないから)	179	0.9%	0	0.0%	2	0.0%	12	0.9%	46	10.4%	119	33.5%
6	必要な時に歯医者にかかれること	93%	Q1-9(2)	かかっていない(金銭的に余裕がないから)	463	2.4%	0	0.0%	31	0.7%	124	9.3%	111	25.1%	197	55.5%
7	炊飯器の保有	75%	Q2(4)	ない(金銭的に余裕がないから)	35	0.2%	0	0.0%	5	0.1%	4	0.3%	2	0.5%	24	6.8%
8	電気掃除機の保有	69%	Q2(10)	ない(金銭的に余裕がないから)	94	0.5%	0	0.0%	5	0.1%	21	1.6%	17	3.8%	51	14.4%
9	電話(固定電話)の保有	66%	Q2(15)	ない(金銭的に余裕がないから)	216	1.1%	0	0.0%	29	0.7%	58	4.3%	51	11.5%	78	22.0%
10	携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)の保有	66%	Q2(16)	ない(金銭的に余裕がないから)	159	0.8%	0	0.0%	23	0.5%	33	2.5%	41	9.3%	62	17.5%
11	親族の冠婚葬祭への出席	53%	Q3-4	ほとんど・まったく出席しない(金銭的に余裕がないから)	198	1.0%	0	0.0%	8	0.2%	26	1.9%	54	12.2%	110	31.0%
12	急な出費への対応	57%	Q5-3	対応できない	5,042	26.0%	0	0.0%	3,087	73.0%	1,207	90.2%	405	91.6%	343	96.6%
13	生命保険等の加入(死亡・障害・病気等)	58%	Q5-6	加入していない(金銭的に余裕がないから)	1,541	7.9%	0	0.0%	375	8.9%	643	48.1%	282	63.8%	241	67.9%

2 等価収入別にみた社会的必需項目の不足に関する指標における生活保護世帯と

第2回生活保護基準の新たな検証
手法の開発等に関する検討会
資料2(抜粋)(R1.6.21)

(1) 等価収入階級別にみた社会的必需項目の不足に関する指標に係る生活保護世帯と一般世帯との比較分析(集計結果1)

【全世帯(剥奪指数)】

- 社会的必需項目の剥奪指数(平均値)をついてみると、生活保護世帯が11.4、一般世帯が3.5となっており、生活保護世帯の剥奪指数の方が高くなっている。
- これを等価収入階級別(生活保護世帯は等価実収入階級、一般世帯においては等価可処分所得階級別の集計)にみると、いずれの収入階級においても、生活保護世帯の剥奪指数の方が大きくなっており、収入が増加するほどその較差が大きくなる傾向にあった。
- また、生活保護世帯については、消費支出階級別の剥奪指数の傾向と同じく、収入階級ごとの剥奪指数の差は小さく、実収入の増加に伴う剥奪指数の変化に一定の傾向は見られなかった。
- 一方、一般世帯については、可処分所得の増加に伴って剥奪指数が減少していく傾向が見られた。

【生活保護世帯】

(図表53) 等価実収入階級別 社会的必需項目の剥奪指数(全世帯)

等価実収入	件数(件)	社会的必需項目の剥奪指数			
		平均値	最大値	最小値	標準偏差
10万円未満	130	10.7	33.4	0.0	6.7
10万円以上～11万円未満	79	13.1	48.7	0.0	9.8
11万円以上～12万円未満	82	11.1	35.9	0.0	7.2
12万円以上～13万円未満	107	11.0	43.9	0.0	7.3
13万円以上～14万円未満	100	11.1	62.8	0.0	10.3
14万円以上～15万円未満	91	11.8	52.7	0.0	9.5
15万円以上～16万円未満	55	11.4	42.5	0.0	8.7
16万円以上	70	11.5	35.7	0.0	8.4
総計	714	11.4	62.8	0.0	8.5

【一般世帯】

(図表54) 等価可処分所得階級別 社会的必需項目の剥奪指数(全世帯)

等価可処分所得	件数(件)	社会的必需項目の剥奪指数			
		平均値	最大値	最小値	標準偏差
10万円未満	2724	7.1	100.0	0.0	9.8
10万円以上～11万円未満	477	6.2	67.9	0.0	8.5
11万円以上～12万円未満	498	5.5	52.7	0.0	8.3
12万円以上～13万円未満	515	5.5	77.4	0.0	9.1
13万円以上～14万円未満	516	4.7	62.2	0.0	7.9
14万円以上～15万円未満	569	4.2	88.1	0.0	8.3
15万円以上～16万円未満	534	3.0	44.5	0.0	5.3
16万円以上～17万円未満	593	3.4	52.7	0.0	6.6
17万円以上～18万円未満	521	3.0	64.7	0.0	6.0
18万円以上～19万円未満	532	2.5	57.7	0.0	5.2
19万円以上～20万円未満	486	2.3	41.5	0.0	4.3
20万円以上～21万円未満	468	2.4	53.6	0.0	5.7
21万円以上～22万円未満	409	2.5	48.0	0.0	4.7
22万円以上～23万円未満	372	2.4	40.6	0.0	5.6
23万円以上～24万円未満	367	2.0	32.2	0.0	4.2
24万円以上～25万円未満	333	2.0	42.4	0.0	4.7
25万円以上～30万円未満	1430	1.8	52.3	0.0	4.5
30万円以上～35万円未満	937	1.2	48.4	0.0	3.4
35万円以上～40万円未満	657	1.0	30.3	0.0	2.9
40万円以上～50万円未満	762	0.6	26.3	0.0	2.1
50万円以上～100万円未満	569	0.5	35.8	0.0	2.7
100万円以上～300万円未満	46	0.3	6.4	0.0	1.3
300万円以上	5	0.0	0.0	0.0	0.0
総計	14320	3.5	100.0	0.0	7.0

2 等価収入別にみた社会的必需項目の不足に関する指標における生活保護世帯と

第2回生活保護基準の新たな検証
手法の開発等に関する検討会
資料2(抜粋)(R1.6.21)

(2) 等価収入階級別にみた社会的必需項目の不足数に係る生活保護世帯と一般世帯との比較分析(集計結果1)

【全世帯(社会的必需項目の不足数)】

- 社会的必需項目の不足数の平均値をみると、生活保護世帯が1.8、一般世帯が0.5となっており、生活保護世帯の不足数の方が大きい。
※ 生活保護世帯では不足数なしが約1割強、1～2項目が約7割である一方、一般世帯では不足数なしが7割弱、1～2項目が約3割となっている。
- これを収入階級別にみると、いずれの収入階級においても、生活保護世帯の不足数の方が大きくなっており、収入が増加するほどその較差が大きくなる傾向にあった。
- また、生活保護世帯については、いずれの収入階級でも、「該当なし(不足数なし)」は約1割、1項目が約3～4割であり、実収入の増加に伴う剥奪指数の変化に一定の傾向は見られなかった。
- 一方、一般世帯については、可処分所得の増加に伴って「該当なし」の割合が増え、不足数1項目～4項目以上の割合がそれぞれ減少していく傾向が見られる。

【生活保護世帯】(図表55) 等価実収入階級別 社会的必需項目の不足数別世帯数(割合)

等価実収入	件数(件)	不足数平均値	社会的必需項目の不足数別世帯数(割合)									
			該当なし	1項目	2項目	3項目	4項目以上					
10万円未満	130	1.7	13	10.0%	44	33.8%	50	38.5%	16	12.3%	7	5.4%
10万円以上～11万円未満	79	2.0	4	5.1%	32	40.5%	21	26.6%	11	13.9%	11	13.9%
11万円以上～12万円未満	82	1.7	8	9.8%	30	36.6%	24	29.3%	15	18.3%	5	6.1%
12万円以上～13万円未満	107	1.7	10	9.3%	38	35.5%	40	37.4%	11	10.3%	8	7.5%
13万円以上～14万円未満	100	1.7	13	13.0%	39	39.0%	30	30.0%	11	11.0%	7	7.0%
14万円以上～15万円未満	91	1.8	10	11.0%	34	37.4%	25	27.5%	13	14.3%	9	9.9%
15万円以上～16万円未満	55	1.8	7	12.7%	18	32.7%	18	32.7%	7	12.7%	5	9.1%
16万円以上	70	1.8	9	12.9%	24	34.3%	19	27.1%	12	17.1%	6	8.6%
総計	714	1.8	74	10.4%	259	36.3%	227	31.8%	96	13.4%	58	8.1%

【一般世帯】(図表56) 等価可処分所得階級別 社会的必需項目の不足数別世帯数(全世帯)

等価可処分所得	件数(件)	不足数平均値	社会的必需項目の不足数別世帯数(割合)									
			該当なし	1項目	2項目	3項目	4項目以上					
10万円未満	2724	1.1	1220	44.8%	758	27.8%	425	15.6%	171	6.3%	150	5.5%
10万円以上～11万円未満	477	0.9	222	46.5%	142	29.8%	65	13.6%	31	6.5%	17	3.6%
11万円以上～12万円未満	498	0.8	261	52.4%	145	29.1%	52	10.4%	16	3.2%	24	4.8%
12万円以上～13万円未満	515	0.8	276	53.6%	142	27.6%	54	10.5%	23	4.5%	20	3.9%
13万円以上～14万円未満	516	0.7	301	58.3%	128	24.8%	55	10.7%	17	3.3%	15	2.9%
14万円以上～15万円未満	569	0.6	340	59.8%	158	27.8%	47	8.3%	13	2.3%	11	1.9%
15万円以上～16万円未満	534	0.5	350	65.5%	142	26.6%	28	5.2%	11	2.1%	3	0.6%
16万円以上～17万円未満	593	0.5	395	66.6%	138	23.3%	36	6.1%	11	1.9%	13	2.2%
17万円以上～18万円未満	521	0.5	353	67.8%	123	23.6%	31	6.0%	8	1.5%	6	1.2%
18万円以上～19万円未満	532	0.4	385	72.4%	111	20.9%	26	4.9%	7	1.3%	3	0.6%
19万円以上～20万円未満	486	0.4	349	71.8%	108	22.2%	25	5.1%	3	0.6%	1	0.2%
20万円以上～21万円未満	468	0.4	350	74.8%	88	18.8%	16	3.4%	9	1.9%	5	1.1%
21万円以上～22万円未満	409	0.4	285	69.7%	102	24.9%	17	4.2%	3	0.7%	2	0.5%
22万円以上～23万円未満	372	0.4	273	73.4%	78	21.0%	12	3.2%	3	0.8%	6	1.6%
23万円以上～24万円未満	367	0.3	279	76.0%	67	18.3%	17	4.6%	3	0.8%	1	0.3%
24万円以上～25万円未満	333	0.3	258	77.5%	55	16.5%	15	4.5%	3	0.9%	2	0.6%
25万円以上～30万円未満	1430	0.3	1137	79.5%	231	16.2%	45	3.1%	9	0.6%	8	0.6%
30万円以上～35万円未満	937	0.2	795	84.8%	116	12.4%	21	2.2%	4	0.4%	1	0.1%
35万円以上～40万円未満	657	0.2	573	87.2%	71	10.8%	11	1.7%	1	0.2%	1	0.2%
40万円以上～50万円未満	762	0.1	690	90.6%	68	8.9%	3	0.4%	1	0.1%	0	0.0%
50万円以上～100万円未満	569	0.1	533	93.7%	30	5.3%	4	0.7%	0	0.0%	2	0.4%
100万円以上～300万円未満	46	0.0	44	95.7%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
300万円以上	5	0.0	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	14320	0.5	9674	67.6%	3003	21.0%	1005	7.0%	347	2.4%	291	2.0%

2 社会的必需項目の不足に関する指標における生活保護世帯と一般世帯

第3回生活保護基準の新たな検証
手法の開発等に関する検討会
資料1(抜粋)(R1.9.30)

(3) 等価収入階級別にみた社会的必需項目の不足に関する指標に係る生活保護世帯と一般世帯(持ち家無)の比較分析

<第2回検討会 資料2・P15関連>

【世帯人員別(剥奪指数)】

- 生活保護世帯と一般世帯(持ち家無)における社会的必需項目の剥奪指数(平均値)を世帯人員別にみると、いずれの世帯人員においても生活保護世帯の剥奪指数が高くなっている。
- これを等価収入階級別みると、
 - ・ 「10万円未満」では、1人世帯と3人世帯については、一般世帯の剥奪指数の方がやや高くなっている一方、
 - ・ 「10万円以上」の各収入階級では、生活保護世帯の剥奪指数の方が高くなっている。
- 生活保護世帯の剥奪指数は実収入の増加に伴う変化に一定の傾向が見られない一方、一般世帯(持ち家無)の剥奪指数については、可処分所得の増加に伴って概ね減少する傾向が見られるため、収入の増加するほどその較差が大きくなる傾向が見られた。

【生活保護世帯】

(図表17) 等価実収入階級別 世帯人員別の社会的必需項目の剥奪指数平均(世帯人員別)

等価実収入	世帯数	世帯人員				
		全体	1人	2人	3人	4人以上
件数(件)	—	714	369	274	48	23
10万円未満	130	10.7	10.3	11.4	8.9	—
10万円以上～15万円未満	459	11.6	11.3	11.8	12.8	9.7
15万円以上	125	11.4	12.1	11.3	7.2	13.4
総計	714	11.4	11.3	11.6	10.8	11.6

【一般世帯・持ち家無】

(図表15) 等価可処分所得階級別 世帯人員別の社会的必需項目の剥奪指数平均(持ち家無・世帯人員別)

<再掲>

等価可処分所得	件数(件)	世帯人員				
		全体	1人	2人	3人	4人以上
件数(件)	—	3704	1551	1018	639	496
10万円未満	970	10.6	11.0	11.0	9.7	9.2
10万円以上～15万円未満	827	8.9	9.8	8.3	7.9	7.6
15万円以上～20万円未満	669	5.0	5.7	4.8	5.0	3.8
20万円以上～25万円未満	444	4.0	4.2	4.5	3.5	3.5
25万円以上～30万円未満	279	2.8	3.7	1.6	3.1	2.2
30万円以上～35万円未満	156	1.2	1.2	1.8	1.0	0.0
35万円以上～40万円未満	112	1.2	1.4	1.2	0.8	1.3
40万円以上～50万円未満	118	0.7	0.8	0.7	0.6	0.0
50万円以上～100万円未満	127	1.2	1.7	1.0	0.4	0.0
100万円以上～300万円未満	2	0.0	0.0	—	—	0.0
300万円以上	—	—	—	—	—	—
総計	3704	6.5	7.7	6.2	5.4	5.1

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（1 / 4）

高齢者世帯

社会保障審議会生活保護基準部会
(第44回) 参考資料2 (一部改変)

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[高齢者単身世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	10.0	10.2	9.7	9.9	9.3	9.7
住居・教育除く	6.9	7.2	6.6	6.8	6.2	6.7
実収入	11.2	11.8	11.0	11.3	10.9	11.2

[高齢者2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	13.2	13.8	13.6	14.1	12.9	13.5
住居・教育除く	9.9	10.5	10.0	10.6	9.5	10.2
実収入	15.2	15.4	15.5	15.5	15.1	16.4

一般世帯（家計調査）

[高齢者単身世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	14.6	15.7	14.9	15.1	14.8	15.3
住居・教育除く	13.2	13.7	13.3	13.6	13.3	13.9

[高齢者2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	24.1	25.0	23.4	25.4	24.3	24.9
住居・教育除く	22.5	23.6	21.9	23.9	22.9	23.3

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（2 / 4）

社会保障審議会生活保護基準部会
(第44回) 参考資料2 (一部改変)

母子世帯

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[母子2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	18.3	17.5	16.8	17.5	16.0	16.6
住居・教育除く	13.3	12.9	12.2	12.2	11.8	12.5
実収入	21.6	21.8	20.8	20.8	19.2	20.6

[母子3人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	21.0	20.8	17.9	19.4	19.6	20.4
住居・教育除く	15.3	15.0	13.2	14.4	14.8	16.4
実収入	28.8	28.0	27.9	27.7	24.6	27.5

一般世帯（家計調査）

[母子2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	24.3	22.8	20.8	22.0	23.4	20.6
住居・教育除く	18.0	17.6	15.2	17.1	19.6	17.0

[母子3人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	22.0	22.4	21.2	27.8	22.9	26.2
住居・教育除く	16.4	16.4	17.4	23.3	17.2	19.3

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。ただし、母子2人世帯、母子3人世帯については、一部の級地（2級地-2、3級地-2）においてサンプルが欠落する月が生じたため、当該月分の家計調査の結果はその前月のデータを使用。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（3／4）

その他の世帯(※)

社会保障審議会生活保護基準部会
(第44回) 参考資料2 (一部改変)

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[その他(※)の単身世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	11.2	11.4	10.8	11.1	10.4	10.8
住居・教育除く	7.8	8.1	7.5	7.9	7.1	7.7
実収入	12.8	13.2	12.4	12.7	12.0	12.5

[その他(※)の2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	14.7	15.4	14.4	15.2	13.9	14.5
住居・教育除く	11.2	11.9	11.0	11.8	10.8	11.3
実収入	17.2	17.8	16.4	17.5	16.8	17.7

一般世帯（家計調査）

[その他(※)の単身世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	17.7	17.9	16.8	17.7	18.8	16.7
住居・教育除く	15.0	14.9	14.2	14.8	16.0	14.2

[その他(※)の2人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	27.1	28.4	26.6	28.2	27.4	26.8
住居・教育除く	25.0	26.1	24.3	25.8	25.3	24.7

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

③ 生活保護受給世帯の収支の状況及び一般世帯の消費支出の状況（4 / 4）

その他の世帯(※)の続き

社会保障審議会生活保護基準部会
(第44回) 参考資料2 (一部改変)

生活保護受給世帯（社会保障生計調査）

[その他(※)の3人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	19.5	19.1	18.8	17.5	18.4	19.5
住居・教育除く	15.5	15.4	14.8	13.9	14.4	15.7
実収入	22.3	24.2	20.8	19.4	22.8	23.8

一般世帯（家計調査）

[その他(※)の3人世帯]

(単位：万円/月)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
消費支出額	29.0	29.3	29.7	30.1	30.9	29.9
住居・教育除く	26.2	26.8	26.4	27.0	27.7	27.1

- ※ 社会保障生計調査は、2年毎に調査対象自治体を入れ替えて実施しており、上記の表では平成30年度と令和元年度で調査対象自治体を入れ替えている。
- ※ 社会保障生計調査による集計は、世帯類型別・級地別に被保護世帯（被保護者調査による全数）を母集団とする拡大乗数を設定して集計。
- ※ 被保護世帯と一般世帯の世帯類型・地域構成の違い、及び、経年の世帯類型・地域構成の変化による影響を除去する観点から、被保護世帯（社会保障生計調査）と一般世帯（家計調査）のいずれの集計も、令和元年度被保護者調査における世帯類型・級地構成により補正している。
- ※ 生活保護受給世帯における消費支出については、様々な要因により変化するものであり、上記の表中の消費支出等の変化は、必ずしも生活扶助基準の見直しによる変化を示すものではない。
- ※ 上記の世帯類型には、集計世帯数がわずかな世帯類型が含まれることから、数字の評価をするにあたっては、相当程度の幅をもってみる必要がある。
- ※ 「その他の世帯」は、高齢者世帯・母子世帯以外の世帯。傷病者・障害者世帯を含む。

(参考) 消費者物価指数の推移

(2020年=100)

	平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
総合	98.5	99.3	99.4	99.8	100.0	100.4